

長安口ダム事前放流実施要領

令和6年3月

四国地方整備局
那賀川河川事務所

(通則)

第1条 長安ロダム操作規則（以下「規則」という。）第21条第八号及び長安ロダム操作細則（以下「細則」という。）第9条第三号に基づき、長安ロダムの洪水調節機能の向上のために洪水前に予備放流水位以下の有効容量内に貯留された流水を放流（以下「事前放流」という。）するにあたっては規則、細則に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(事前放流の基本)

第2条 次に掲げる条件に該当する場合、事前放流を実施するものとする。
ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である307mm（／12時間）以上であるとき。

(目標水位)

第3条 事前放流を行う場合は、標高214.7メートルの水位を限度水位※として予測降雨量に応じた低下目標水位を設定し、事前放流を実施するものとする。
※洪水調節可能容量に対応した水位下限値

(事前放流の範囲)

第4条 事前放流は、標高214.7メートル以上に貯留された流水を対象とする。

(事前放流の原則)

第5条 事前放流は、クレストゲートにより実施するものとする。
2 事前放流は、毎秒500立方メートルを標準として、特にやむを得ないと認めるときは、毎秒3,000立方メートルとし、規則第22条、細則第10条の放流の原則に基づき実施するものとする。
3 事前放流は、気象、水象、その他の情報により、放流量の緩和、定量放流への移行または絞り込み操作等の放流量の調整を行うものとする。

(事前放流の実施)

第6条 那賀川河川事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当し、洪水調節が必要と認められる場合には、貯水位の回復を見込んだ上で標高214.7メートルを限度として、あらかじめ貯水位を低下させることができる。
一. 気象、水象、その他の状況により、長安ロダムの最大流入量が毎秒3,000立方メートルを超えると予想され、予備放流水位まで貯水位低下を行ったとき。
二. その他の状況により、事前放流の開始の必要性が認められると所長が判断した場合。
2 事前放流水位を確保した後は、流入量が毎秒2,500立方メートルに達するまでは、当該水位を維持するものとする。

(事前放流に関する通知等)

第7条 所長は、第6条の規定により事前放流を実施する場合にあっては、あらかじめ別表1に掲げる関係機関にその旨を通知する。

(事前放流の中止等)

第8条 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量に等しくなった場合には、事前放流操作を中止し洪水調節操作もしくは洪水時における措置（洪水時の操作）に移行する。

2 事前放流を行っている場合において、確保容量が確保された状態になり、それ以上貯水位を低下させる必要がなくなった場合には、事前放流操作を中止し、流入量が洪水時に規定されている洪水量に等しくなるときまで中止時の貯水位の維持に努めるものとする。

3 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止する。

4 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量に至らずに最大となった場合には、事前放流操作を中止する。

5 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要性が生じた場合には、中止時の貯水位を維持する又はその後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとし、事前放流を継続する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

附則 この要領は、平成31年 4月 1日から適用する。

附則 この要領は、令和 2年 6月15日から適用する。

附則 この要領は、令和 6年 4月 1日から適用する。

別表 1 (第 6 条) 事前放流に関する通知等

機 関 名	所 在 地	連絡方法及び番号	担 当
国土交通省 四国地方整備局	高松市ポート 3番33号	マイク 88-3771 電話 (087) 811-8320	河川管理課
徳島県県土整備部 水管理政策課	徳島市万代町 1丁目1番地	電話 (088) 621-2636 FAX (088) 621-2870	
阿南警察署	阿南市富岡町 トノ町1-4	電話 (0884) 22-0110 FAX (0884) 22-7616	警備課
徳島県企業局 統合管理推進センター ダム管理課	那賀郡那賀町 吉野字川口35	電話 (0884) 62-0010 FAX (0884) 62-0699	ダム管理課
那賀町役場	那賀郡那賀町 和食郷字南川 104-1	電話 (0884) 62-1183 FAX (0884) 62-1172	防災課
阿南市消防本部	徳島県阿南市 辰己町1-33	電話 (0884) 22-1120 FAX (0884) 22-1190	
阿南市役所 加茂谷住民センター	阿南市加茂町 野上22-11	電話 (0884) 25-0001 FAX (0884) 25-0115	
那賀川漁業協同 組合連合会	阿南市羽ノ浦 町岩脇10-9	電話 (0884) 44-2535 FAX (0884) 44-4504	
NHK徳島放送局	徳島市寺島本町 東1-28	電話 (088) 622-1866 FAX (088) 653-8722	
四国放送	徳島市中徳島 2-5-2	電話 (088) 623-1119 FAX (088) 625-5441	
四国放送ラジオ局	徳島市中徳島 2-5-2	電話 (088) 653-8020 FAX (088) 625-1100	
F M徳島	徳島市寺島本町 西 1 丁目61	電話 (088) 656-2111 FAX (088) 624-3515	